

問1 (2)

この問題は、「安全衛生管理体制」の知識を問う問題である。衛生管理者を選任すべき事業場は常時50人以上の労働者を使用する全業種の事業場である。この要件は衛生委員会と同様であることを押さえておく。衛生管理者は、労働者数により選任する人数が異なることも押さえておく。常時1,000人を超え、2,000人以下の労働者を使用する事業場では4人選任する。また、常時1,000人を超える労働者を使用する事業場では少なくとも1人を専任の衛生管理者とすること。

さらに、業種区分に応じ、第1種、第2種それぞれの衛生管理者免許を有する者の中から選任しなければならない。旅館業の場合は第2種免許が有効。

重要ポイント

第2種衛生管理者免許が有効な代表的な業種を確認しておく。

第2種衛生管理者免許を有する者を選任できる代表的な業種は、金融業、各種商品小売業（商店、スーパーマーケット、書店）、旅館業など

法令：安衛法第12条、安衛令第4条、安衛則第7条

関連問題：H27.10.問1 H28.4.問1 H28.10.問1 H29.4.問1

過去の公表問題の重要ポイント

- (1)「常時40人の労働者を使用する金融業の事業場において、衛生管理者は選任していないが、衛生推進者を1人選任」は正しい……H21.10.問2
- ① 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者を選任（安衛令第4条）
 - ② 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、非工業的業種の事業場は衛生推進者を選任（安衛則第12条の2）
- (2)「常時350人の労働者を使用する金融業の本社事務所において、総括安全衛生管理者は選任していないが、衛生管理者を2人選任」は正しい……H21.10.問2
- ① 常時300人以上の労働者を使用する事業場で、各種商品小売業、旅館業などの業種は、総括安全衛生管理者を選任（安衛令第2条）
 - ② 常時200人を超え500人以下の労働者を使用する事業場は、2人以上の衛生管理者を選任（安衛則第7条）

問2 事業者が衛生管理者に管理させるべき業務として、法令上、定められていないものは次のうちどれか。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (2) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (3) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (5) 労働者の健康を確保するため必要があると認めるとき、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすること。